

## 洲本市保育施設等の利用調整基準

1. 保育を必要とする事由やその状況に応じた「基本指数」と、その他の状況に応じた「調整指数」に応じた指数を合計し、合計指数の高い世帯の児童から優先順位を設定する。
2. 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本指数を算出し、その合算を基本指数とする。
3. 父母が複数の事由に該当する場合は、それぞれ指数の高い事由により算出する。
4. ひとり親世帯については、当該ひとり親の指数と100点との合算を基本指数とする。
5. 父母がいない場合は、その他の保護者で基本指数を設定する。
6. 合計指数が同じ場合は、「同一指数時の優先順位」により優先順位を設定する。

【基本指数】

事由	類型	状況	指数
就労	外勤	月20日以上 8時間以上	100
		月20日以上 6時間以上	95
		月20日以上 4時間以上	85
		月20日以上 月64時間以上	80
		月16日以上 8時間以上	95
		月16日以上 6時間以上	90
		月16日以上 4時間以上	70
		その他 月64時間以上	70
	自営 (中心者)	月20日以上 8時間以上	100
		月20日以上 6時間以上	95
		月20日以上 4時間以上	85
		月20日以上 月64時間以上	80
		月16日以上 8時間以上	95
		月16日以上 6時間以上	90
		月16日以上 4時間以上	70
		その他 月64時間以上	70
	自営 (協力者)	月20日以上 8時間以上	80
		月20日以上 6時間以上	75
		月20日以上 4時間以上	65
		月20日以上 月64時間以上	60
		月16日以上 8時間以上	75
		月16日以上 6時間以上	70
		月16日以上 4時間以上	50
		その他 月64時間以上	50
	内職	月20日以上 8時間以上	60
		月20日以上 6時間以上	55
		月20日以上 4時間以上	50
		月20日以上 月64時間以上	45
		月16日以上 8時間以上	55
		月16日以上 6時間以上	50
		月16日以上 4時間以上	40
		その他 月64時間以上	40
妊娠・出産	産前2か月・産後2か月		70
	切迫流産等で要安静と診断		100
	産後2か月以後		40
疾病・障害	疾病	入院又は病臥等により常時保育が困難	100
		通院加療を行い、常時安静が必要で保育が困難	70
		疾病等により、保育に支障がある	50
	障害	身体障害者手帳1・2級又は精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A判定の交付を受けており保育が困難	90
		身体障害者手帳3・4級又は療育手帳B1判定の交付を受けており保育が困難	70
		身障者手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳の交付を受けており保育が困難	50
介護・看護	入院や寝たきりの同居親族を常時介護・看護する必要がある		80
	病人や障害者の入院・通院・通所の付き添い等により保育が困難		60
	介護・看護等により、保育に支障がある		50
災害復旧	災害の復旧に常時あたっている		100
求職活動			30
就学	月120時間以上		80
	月64時間以上		60
特例・その他			※

- ・就労の就労時間数は、休憩時間を含むものとする。
- ・変則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。
- ・「※」については、当該児童、世帯の状況に応じて別途判断する。

【調整指数】

事由	指数
ひとり親世帯	20
両親の死亡、離別及び行方不明により父母がいない	30
父または母が単身赴任(国外)	8
父または母が単身赴任(国内)	6
兄弟姉妹が在籍している施設への入所希望	20
兄弟姉妹が同時に入所を申し込み、同施設への入所を希望	5
生活保護世帯で、就労により自立支援が見込まれる場合	10
父又は母が産前産後休暇・育児休業終了により復職する場合(4月入所に限る)	3
保護者が保育士・保育教諭として市内の認可保育施設に勤務又は勤務予定の場合(世帯につき)	30
父母等の保護者が障害者手帳を所有(障害を事由とする利用の場合を除く)	2
多胎児を妊娠している場合	3
就学で通信制の学校の場合	-5
受託申し込みで、転入予定ではない(確認できない)場合	-20
年度途中からの利用の場合(年度当初の利用調整時に限る)	利用しない月数に「-1」を乗じた数
市長が特に必要と認める場合	※

・「※」については、当該児童、世帯の状況に応じて別途判断する。

【同一指数時の優先順位】

順位	状況
1	洲本市民である
2	ひとり親もしくは両親不在の家庭
3	保護者が保育士等として市内の認可保育施設に勤務する場合
4	基本指数が高い世帯
5	入所保留期間が長い
6	多子世帯である
7	世帯の市民税所得割が低い世帯
8	その他、必要性・緊急性が高いと判断される